

モバイルサービスの提供条件・ 端末に関する参考資料

大手携帯電話事業者とMVNOのスマートフォンの料金比較(例)

大手携帯電話事業者

MVNO(データ+通話プラン)

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク

KDDI、ソフトバンク

ソフトバンク
(ワイモバイル)

インターネット
イニシアティブ

ケイ・オプティコム

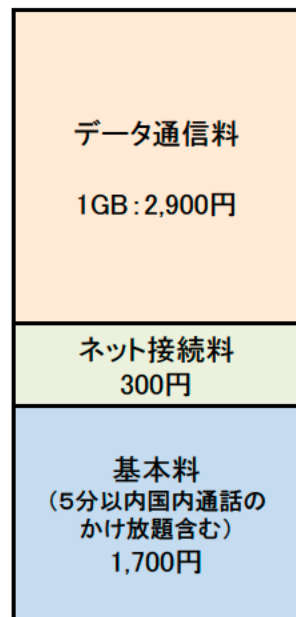
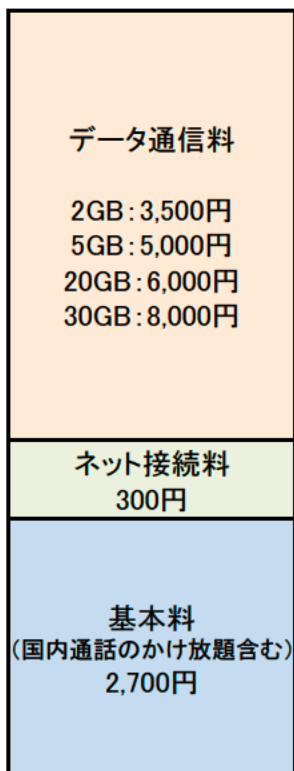
6,500円/月～

4,900円/月

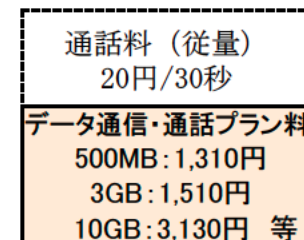
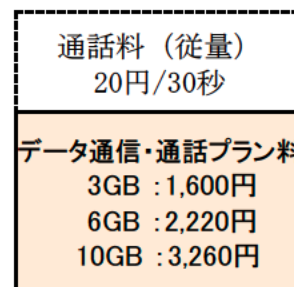
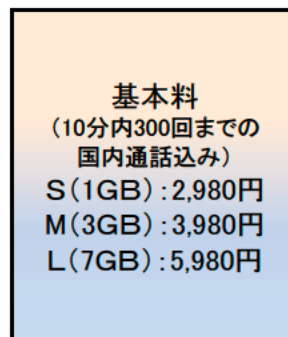
2,980円/月～

1,600円/月～
+通話料

1,310円/月～
+通話料



契約当初2年間の1,000円
割引を3年目以降の利用者
にも拡大



平成28年4月～

平成28年9月～

(税抜。平成28年9月15日時点)

	大手携帯電話事業者のスマートフォン	MVNOの音声通話対応SIMカード
月額利用料金の平均額 <平成27年12月MM総研調べ>	5,407円	1,946円 (2015年3月は2,708円)

(税抜)

「SIMロック解除に関するガイドライン」(平成26年12月改正)の概要

考え方、解除の方法等

- ❑ 電気通信事業者が利用者(契約を解約した者を含む)からの申し出があつたにもかかわらず、正当な理由なくSIMロックの解除に応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときには、電気通信事業法に基づく業務改善命令の対象になることを明示。
- ❑ SIMロック解除の対象となる端末は、汎用的に通話やデータ通信を行うための端末(いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター及びUSBモデム)。
- ❑ SIMロック解除の手続きは、可能な場合はインターネット経由や電話による手続きを行うなど、迅速かつ容易な方法によって、無料で行うことが原則。
- ❑ 端末の割賦代金の不払いや短期での転売等を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じない等の必要最小限の措置を講じることは可能。
- ❑ 事業者は、SIMロック解除の対象となる端末や手続きを定めた運用方針を予め定め公表。

留意すべき事項等

- ❑ 事業者が留意すべき事項として、①利用者に説明すべき事項及びその方法、②SIMロック解除端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化、③技術基準適合性の確認等について規定。
- ❑ SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努めることが適当。

ガイドラインの適用等

- ❑ ガイドラインは、平成27年5月1日以降新たに発売される端末に適用。
- ❑ 総務省は、ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を実施。

大手携帯電話事業者のSIMロック解除の対応について

事業者	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. 対象端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末	平成27年5月1日以降に新たに発売する端末
2. 解除制限期間	端末購入日から6ヶ月間 ※ 過去に解除したことがある場合、その時点から6ヶ月経過していれば即解除可能。(契約継続が前提)	端末購入日から180日間	端末購入日から180日間
3. 解除手続き方法及び解除手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・電話による受付: 3,000円(税抜) ・店頭受付: 3,000円(税抜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる受付: 無料 ・店頭受付: 3,000円(税抜)
4. 解約後端末・中古端末の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・解約から3ヶ月経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭であれば解除可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・解約から90日経過後は解除に応じていない ・中古端末は解除に応じていない
5. 自社網を利用するMVNOでの利用可否	SIMロック解除をすることなく利用可能	VoLTE端末については、SIMロック解除をしなければ利用できない	SIMロック解除しなければ利用できない
6. SIMロック解除対応端末数 (改正GL対象端末数。 平成28年6月末時点)	スマートフォン: 23機種 タブレット: 7機種 フィーチャーフォン: 4機種 その他: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 6機種 フィーチャーフォン: 2機種	スマートフォン: 20機種 タブレット: 5機種 フィーチャーフォン: 8機種 その他: 5機種

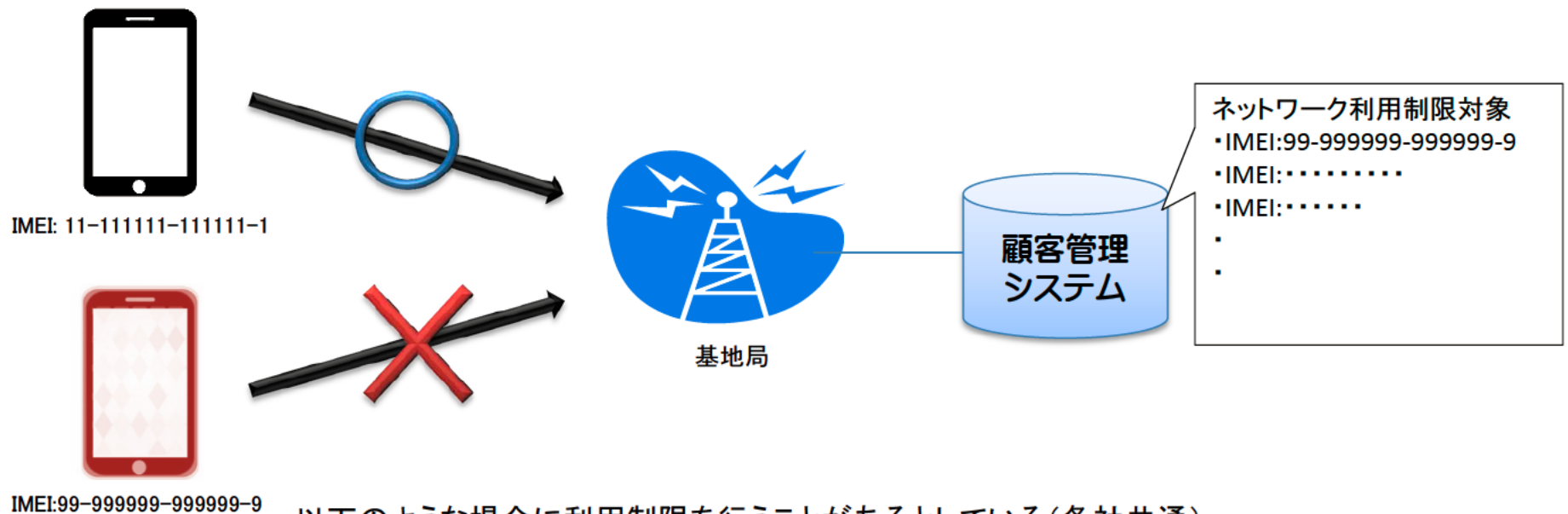
出典: 各社 (MVNO含む) HP

ネットワーク利用制限

- 携帯電話各社は不正な利用を防止するため、IMEI※を用いて端末のネットワーク利用制限を行っている。

※ IMEI(International Mobile Station Equipment Identity: 国際移動体装置識別番号): 端末1台毎に割り当てられた固有の識別番号。

ネットワーク利用制限のイメージ



以下のような場合に利用制限を行うことがあるとしている(各社共通)

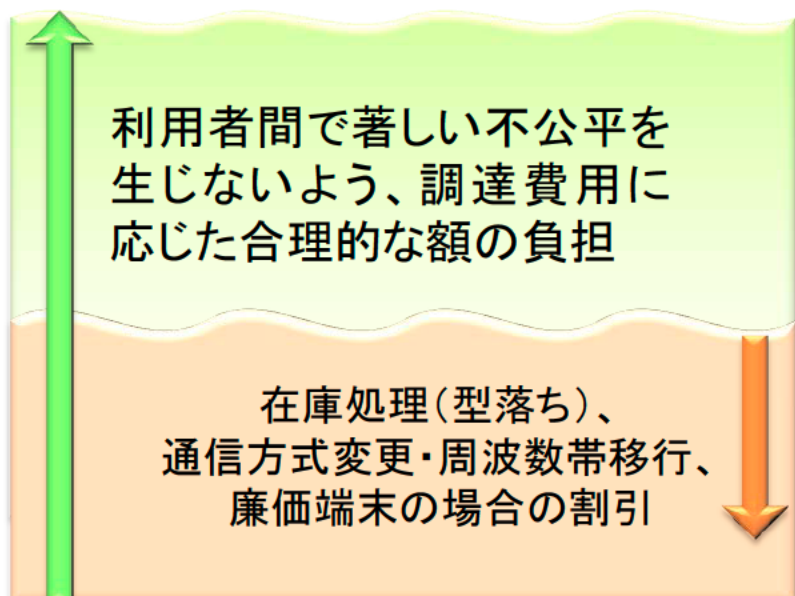
- ・窃盗(盗難)や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された場合
- ・申込書の記載内容(氏名、住所、生年月日等)に虚偽の申告が含まれている場合
- ・代金債務(立替払などに係る債務を含む)の履行がなされていない場合
- ・端末保証サービスの対象となった場合の旧端末 等

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」概要

趣旨

- 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた端末購入補助の適正化により、
 - 高止まりしている通信料金の低廉化
 - 端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - 低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

端末の実質負担のイメージ



定価

4月1日
適用開始

実質0円

端末購入補助の内容

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする
※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売に応じて販売店に支払う金銭(端末販売奨励金)
(対象とするもの)
 - ・ 他の物品・役務とのセット割引
 - ・ データ通信量の無料増量(対象外とするもの)
 - ・ 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
 - ・ 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

大手携帯電話事業者とMVNOのMNPの状況

- 携帯番号ポータビリティ(MNP)の件数について、平成28年度上半期は対前年度同期比で、大手携帯電話事業者への転入は減少しているが、MVNOへの転入は増加している。

赤枠内は構成員限り

携帯電話事業者の下取り価格(例)

(税込：平成28年11月1日時点)

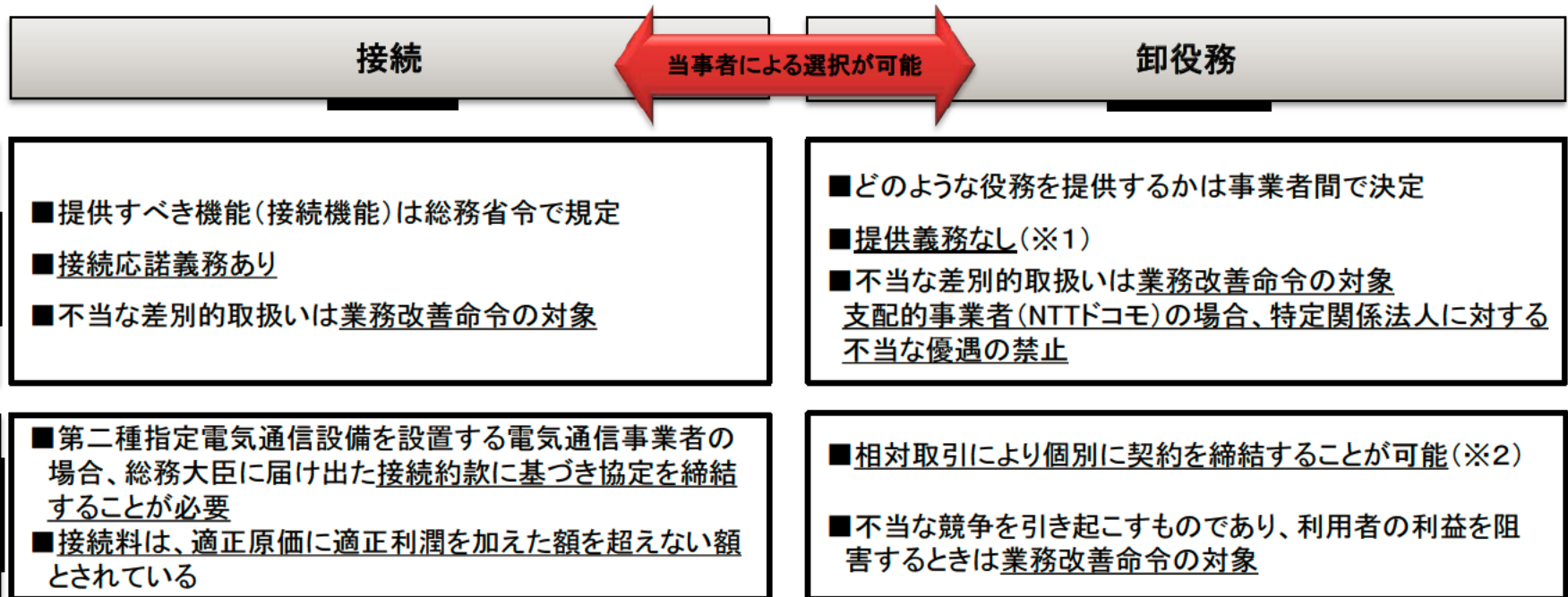
会社名	NTTドコモ		KDDI (au)		ソフトバンク		ワイモバイル		
	他社端末 (MNP)	自社端末 (機種変更)	他社端末 (MNP)	自社端末 (機種変更)	他社端末 (MNP)	自社端末 (機種変更)	他社端末 (MNP)	自社端末 (機種変更)	
iPhone	27,000円 (6s)	27,000円 (6s)	24,300円 (6s) 21,600円 (6/5s)	32,400円 (6s)	24,000円 (6s) 21,600円 (6Plus/6/5s)	33,600円 (6s) 26,400円 (6Plus/6/5s)	19,200円 (6s) 9,600円 (6) 3,000円 (5s)	3,000円 (5s)	
	17,000円 (6)	17,000円 (6)		24,840円 (6)					26,400円 (6Plus/6/5s)
	10,000円 (5s)	10,000円 (5s)		22,680円 (5s)					3,000円 (5s)
Android	22,000円 (Xperia Z5/Z3)	22,000円 (Xperia Z5/Z3)	32,400円 (Xperia Z5)	一律 3,000円	21,600円 (Xperia Z5/Z3)	9,600円 (Xperia Z5/Z3)	1,000円 (Xperia Z3)	1,000円 (Nexus 5X)	
	1,000円 (Xperia Z)	1,000円 (Galaxy S3)	21,600円 (Xperia Z3)		10,800円 (Galaxy S3)	2,400円 (X06HT)			
	8,640円 (Galaxy S3)								
フィーチャー フォン	—	1,000円 (P-01G)	一律 8,640円	一律 3,000円	一律 10,800円	一律 4,800円	—	—	

- クーポンを送付する手法を用いた不適正な端末購入補助に係る10月7日付けの行政指導・報告徴求に対し、ドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクから、是正結果、再発防止策等について報告(10月31日)。

事業者名	NTTドコモ	KDDI	沖縄セルラー	ソフトバンク
是正結果	<p>実質0円以下 ↓ 実質4,968円～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーポン適用機種を限定 ・一部クーポンは汎用的に使用できるポイントに交換 	<p>実質400円～ ↓ 実質5,400円～</p> <p>クーポンによる割引額を減額</p>	<p>実質0円～ ↓ 実質5,400円～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーポンと併用可能な割引施策を減額 ・クーポン適用機種を限定 	<p>実質0円以下 ↓ 実質5,520円～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーポン適用機種を限定 ・クーポンと一部キャンペーンとの併用を廃止
他の不適正事例				
再発防止策				

電気通信事業法における「接続」と「卸役務」の関係

- 電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかを電気通信事業者が任意に選択可能。
- 第二種指定電気通信設備と「接続」をする場合、接続事業者は、総務大臣に届け出た接続約款に基づく接続料・接続条件で接続協定を締結することとなる。
- 「卸役務」を利用する場合、事業者間で個別に設定した料金・条件等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能(不当な差別的取扱い等については、業務改善命令の対象。)



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(電気通信事業法第38条の2)。

電気通信事業法第38条の2による届出(二種指定事業者による卸役務)の概要

- 電気通信事業法第38条の2に基づき第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について届出を行う。
- 第二種指定電気通信設備等との円滑な接続及び卸電気通信役務の円滑な利用を促進するため、電気通信事業法第39条の2に基づき、卸電気通信役務の届出内容を総務大臣が整理・公表することとされている。

(1) 届出対象となる卸役務と届出事項

(施行規則第25条の7)

1) 役務表の区分※の単位で、「提供する卸役務」を届出。

※ 役務表の区分：施行規則様式第4)。現在、電気通信事業の登録・届出時に、提供する電気通信役務を申請させる区分

2) 届出事項は、氏名・住所等のほか、卸役務の提供の業務の開始日、業務区域等。

(2) 更に詳細な届出を義務付ける卸役務と届出事項

(施行規則第25条の7第1項第4号、第25条の7の2)

公正競争を確保する必要性が高い卸役務のうち、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者に対する卸役務について、詳細な届出を義務付けられている。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者	事業者名
携帯電話又はBWAアクセスサービスに関する卸役務(通信モジュール向けを除く)であって、以下のいずれかの者に提供するもの(25条の7)	○ NTTドコモ ○ ソフトバンク ○ KDDI ○ 沖縄セルラー
(25条の7第1項第1号第4号) ①特定関係法人(5万回線以上の卸先)	○ NTTドコモ、○ KDDI
②50万回線以上の卸先	○ NTTドコモ、○ KDDI

大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議

- 大手携帯電話事業者とMVNOとの事業者間協議については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」による、事業者間協議の円滑化を図っている。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 抜粋

MVNOガイドライン 2 (2) 2) ア(オ)接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

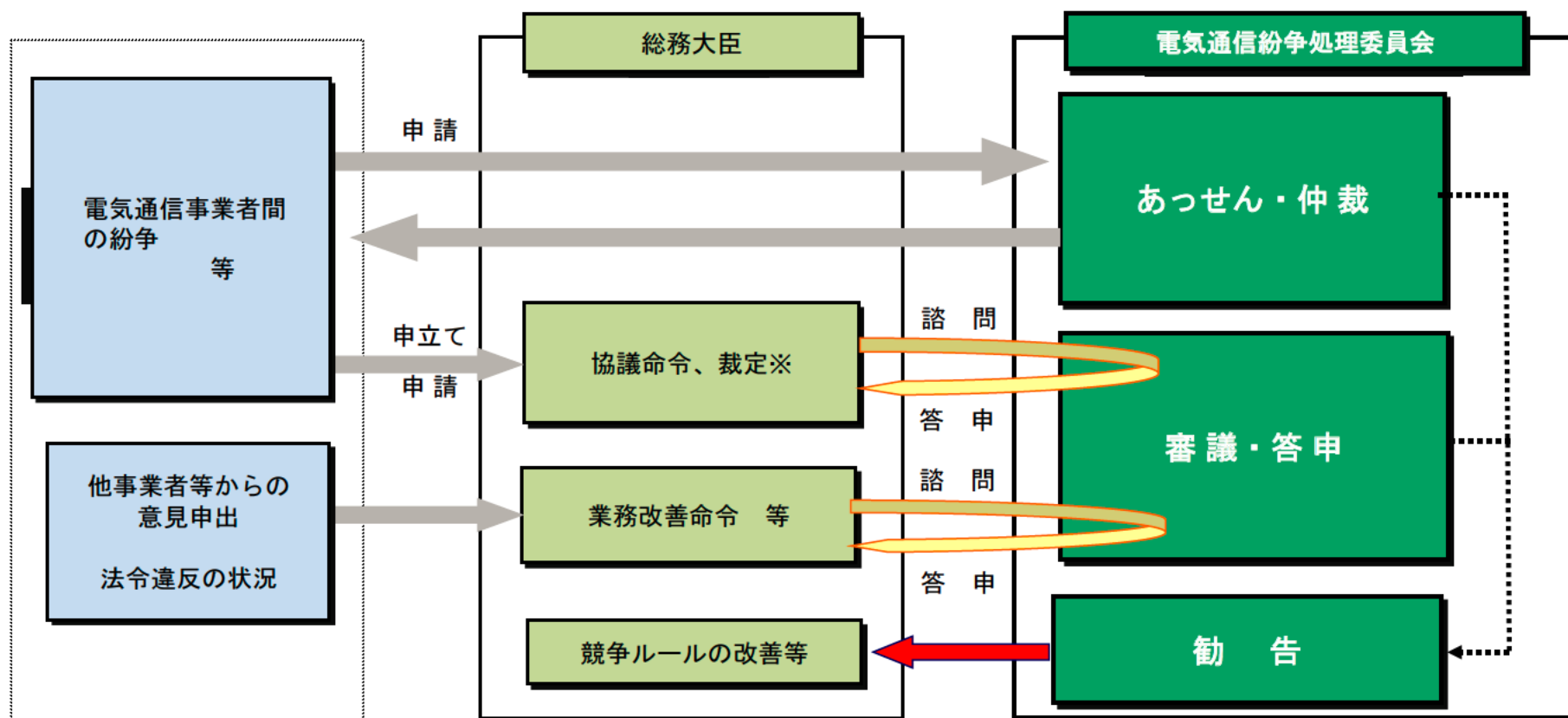
事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者(関連開発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

電気通信事業者間の紛争に係る手続の概要

- 電気通信事業法第39条に基づき、卸電気通信役務の提供について、提供の条件等について協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。とされている。



※ 電気通信事業者の電気通信設備との接続、卸電気通信役務の提供等に関して協議が調わないときに申請ができる。

電気通信事業法の規律の対象となる接続料等の算定等のタイミング

平成29年度適用分を算定する場合



接続料	一種指定設備		算定方法	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	実績原価方式	実績原価方式		<ul style="list-style-type: none"> 最新の実績値(=前々年度の会計値)を基に接続料を算定 乖離分については、調整額制度により、次々年度に精算 		H28年度接続料は、H26年度の接続会計の数値を使用して算定 7月 H27年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)	H29年度約款変更認可申請 (法33 II)	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	H31年度中に、H29年度取支を「精算」できるよう「調整額」を算定 7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)
	将来原価方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 5年以内の予測需要・費用を基に接続料を算定 調整額制度は適用されない 		H29年度約款変更認可申請 (法33 II)	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)		
	長期増分費用方式 (LRIC)	長期増分費用方式 (LRIC)	<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストを基に接続料を算定(最新の入力値を使用(前々年の数値を加工)) 調整額制度は適用されない 		H28年度接続料は、H26年度の接続会計の数値を加工して算定 7月 H27年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)	入力値の承認 H29年度約款変更認可申請 (法33 II)	平成29年度接続料の適用(法33 IX)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法33 X III)	
	二種指定設備	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 当年度会計値を基に接続料を算定 接続料確定までの間は、合理的な暫定値で仮払いし、適用年度の接続料確定後、精算 			合理的な暫定値で仮払い 平成29年度接続料の適用(法34 IV)	7月 H29年度接続会計の提出・公表 (法34 VI)	確定後、精算	